

# 令和3年3月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年3月4日(木)  
14時00分～15時15分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件  
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第35号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

## 出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

## 欠席委員

令和3年3月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。3月になり、雪もなくなり、農作業の準備等も始まる時期になってまいりました。それから、先日、常設審議委員会に行ってまいりまして、雪害に対する緊急支援要請ということで、県の農業会議の方へ要請をしたということでもあります。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会3月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番の木村委員さん、18番の沼田委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第33号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第34号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第35号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号15番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は16筆で、合計面積は6,329.89㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページから12ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号15番は、〇〇地区担当の〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、受付番号15番の所有権移転の案件について報告をさせていただきます。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇で、〇〇在住です。元々は〇〇に居住しておられました。申請地は全部で16筆あり、合計面積が6,329.89㎡でほとんどが田です。位置図の1ページが全体図で、2ページから12ページが細かい内容になっております。現状と移転理由につきましては、申請地の耕作は〇〇に委託されております。〇〇さんのご両親は亡くなられており、自宅は空き家になっております。〇〇さんもご高齢になり、〇〇にお住まいであるということから、農地を手放したいという希望がありました。そこで、親戚同様のお付き合いがあった担い手の〇〇さんに相談があり、今回の申請になりました。譲受人は〇〇さんです。地元の〇〇に農地を持ち、耕作面積の増を図る目的であります。結果的に、農地の有効的、効率的な利用の面からみても問題はないと思います。よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、次に、受付番号16番と受付番号17番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号16番と17番は、〇〇さんの所有の一部の農地と、〇〇さん所有の一部の農地について、交換により所有権移転を行おうとするものです。受付番号16番について、対象の農地は5筆で、合計面積は3,040㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、13ページから15ページをご覧ください。</p> <p>続いて、受付番号17番は、対象の農地は2筆で、合計面積が3,369㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、16ページと17ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号16番と受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>関連している受付番号16番と17番について報告をいたします。土地を交換するという内容です。位置図の13ページをご覧ください。〇〇44-1、44-2が、〇〇さんから〇〇さんに譲渡しようとしている農地です。次に16ページをご覧ください。〇〇さんの土地である36番と〇〇さんの37、38番は畔倒しをして1枚になっております。農作業の簡易化を図るために交換をして、全部を〇〇さんの土地にしようということです。44-1と44-2だけでは面積が足りないので、123-1、123-2、123-3を追加されました。こちらも1枚の田んぼになっており、今までの所有者が〇〇さんと〇〇さんのものだったのですが、〇〇さんの所を〇〇さんに変えて、今まで通り耕作を続けられるということです。事務的な所有者の移動はありますが、営農組合の耕作は変更ありません。〇〇さんにも承諾をいただいておりますので、問題はないと思われます。ご承認、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、次に、受付番号18番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号18番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は2,897㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、18ページから19ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号18番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、報告いたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんにお話を伺ってきました。〇〇さんは、数年前に〇〇に貯水池ができた時に、田んぼが1枚減ったそうですが、やはり元の面積を維持したいということで、田んぼを探されていたそ</p>

	<p>うです。そこへ、〇〇さんの方から田んぼを1枚買ってほしいというお話があり、今回の申請になりました。申請地と元々の〇〇さんの農地はすぐ近くにありますので、作業的にも特に問題がないということでした。どうぞよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第33号については「承認」といたします。続いて、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきたいと思いますが、受付番号39番については、申請地が〇〇さんの土地であり、関係があるため、一旦ご退室いただきます。</p>
	<p>〈〇〇委員 退室〉</p>
会長	<p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第34号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明をいたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号39番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。申請地は、〇〇139-9、地目は田で面積が1,291㎡、農業用施設敷地、いちご苗栽培施設等への転用を行おうとするものです。位置図については20ページから22ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農用地利用計画において指定された用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号39番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>受付番号39番について、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図の22ページをご覧ください。国道471号線側の、以前に野菜の販売所で申請された土地の後ろになります。今回の転用目的は、〇〇の栽培施設、並びに〇〇集荷施設を建設されるということです。排水に関しても工事をして、位置図にある排水路に流すということです。近隣住民の同意書も添付されております。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>それでは無いようですので、受付番号39番についての審議を終了いたします。それでは、〇〇委員にご入室いただきます。</p>
	<p>〈〇〇委員 入室〉</p>
会長	<p>それでは、次に、受付番号40番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号40番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。申請地は、〇〇186-1、地目は田で、面積が2,534㎡で、店舗敷地への転用を行おうとするものです。〇〇というドラッグストアになります。位置図については23ページから29ページになります。まず、位置図の23ページをご覧ください。申請地はピンクの部分になります。下の青色の部分は現況が宅地で、現在、駐車場として使われている所で、こちらと合わせて店舗敷地とするということです。次に、25ページの公図をご覧ください。ピンクと水色の間に水とありますが、こちらに用水があります。次に28ページをご覧ください。排水計画図になります。こちらに用水が2本描いてありますが、現在は駐車場側の用水が1つある状態です。こちらの用水の所有は小矢部市で、法定外公共物ということになり、法定外公共物の使用申請も出ており、2月26日付で許可書も出ております。用水は往来できるように改修をしますが、そのまま使用するという事です。用水を管理されている地元の区長の同意も得ております。改修費用は〇〇が負担するという事です。もう1つ、計画建物側にも用水がありますが、こちらは新規で設置するものになります。宅地</p>

	<p>にすることによる雨水等を流す用水になります。勾配をつけて1か所に集まる形で、集まる場所が〇〇さんのお宅の右側の方へ流します。水量が多い場合は水色の部分の貯留槽に自然に溜まっていき、調整をして、雨水の流出抑制をして少しずつ排出していくというものです。排水計画雨量計算書も添付されております。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号40番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。位置図の23ページをご覧ください。ピンクは〇〇さんの土地、青色の部分は〇〇さんの土地になります。〇〇は、〇〇から〇〇にかけて〇〇店舗のドラッグストアや、その他スーパーの〇〇を約〇〇店舗展開している大きな会社です。聞いたお話の中で1つ問題がありましたので報告したいと思います。申請地である田んぼの排水が、国道471号線と市道が交わる角の地下に、暗渠になっていて〇〇の横に出ています。施工される時に、それを踏まえて、破損しないように工事をしていただけるように、お願いしてほしいということでした。その暗渠には、この田んぼだけではなく、471号線を越えた北側の所からも流れ込んでいます。〇〇さんのお宅側に最終的に雨水が調整されて出ていくことにはなりますが、この用水をずっと行くと、土改の関わっていない、今はほとんど使われていない田んぼの方へ出ます。そこへ行くと水路がかなり傷んでいます。申請とは関係ありませんが、この話をしてもらえないかという要望がありました。用水の所をずっと行くと、〇〇の駐車場の下を通過して48号線の道路の下を通過して、〇〇用水の方に行く途中で壊れています。大雨が降ると田んぼに流れ込むということが起きているそうです。水路が繋がっているということで、対応していただけるようお願いいたします。ドラッグストアができることに対しては、ぜひ協力をしていきたいということです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>排水というのは、〇〇の裏の方の〇〇の所の排水ですか。</p>

〇〇委員	〇〇と〇〇の間に暗渠が行っていて、〇〇の横の市道の下にパイプがあります。暗渠ができたのは昭和 50 年代で、今になって問題になってきたということです。
会長	〇〇委員さんの説明を聞くと、一番の問題は、その排水がどのようになっているかというお話のときに業者の方は来られていましたか。
〇〇委員	業者は来ていませんでした。
会長	こういうお話は業者の方にちゃんと確認をしていただきたいと思います。
事務局	こちらは行政書士に、雨水排水のことを伺いました。既存の用水については、往来ができるように改修はしますが、そのまま使用すること。また、今まで田んぼだったものが宅地に変わり、雨水の量が増えるので、それが一気に流れないように、一旦貯留槽に溜めて調整しながら流出をしていくということについて確認しました。流れた先の用水のことまでは、特に聞いてはおりません。
会長	わかりました。その辺りのことも、確認よろしくお願いします。
〇〇委員	今の〇〇委員さんのお話を聞いていると、用水も排水も使用する耕作者の方がおられますよね。転用して建物を建てた後に不都合が起きないようにという条件のもとでの転用ですよ。ということは、条件付きの転用の許可ということで、関係者の不利益を受ける可能性がある中で転用の許可は出せないでしょう。
〇〇委員	問題は、現行の状態の不都合があるかどうかではないのですか。
事務局長	少し話を整理させて下さい。この開発者の話からすると、現在宅地の部分は今まで通りの雨水の排水なのでいいですが、田んぼであったところを宅地化するので、流出係数が上がって、雨水を多く流すことになるので、貯留する施設を作って、従前の田んぼであった時の状況で、許された量だけ排水しながら、それ以上のものは敷地の中で貯



	<p>留して、まわりに迷惑をかけませんという設計になっています。この場で、この開発者に求めることができるのは、許された量以上のものは流さないで下さいということで、しっかりとそういう施設を作って貯留して用水に流すということを求めています。確かに、近隣の方は貯留したうえで放水されることで、トラブルになったら困ると思っておられますが、何か条件を付けて、こうしてもらわないと許可できないといったことではありません。この申請者に求められることは、従前以上のものは流さないで下さいということで、それ以上のものは敷地内で貯留して開発を行ってくださいということです。それを踏まえての許可だと思っていただけたらと思います。</p>
〇〇委員	<p>現在、敷地内に暗渠の用水が横断していますよね。建設工事中にそれが壊れる可能性もありますよね。位置は把握されていますか。</p>
事務局長	<p>暗渠というのは、建物を建てるうえで壊す予定がありませんよね。</p>
〇〇委員	<p>市道と敷地の間を工事するときに暗渠を壊さないで下さいということです。気を付けてほしいということです。</p>
事務局長	<p>それは当然です。〇〇さんの個人の田んぼの下に、周りの人の田んぼの排水が埋まっているということですよね。それを壊さずそのまま残してほしいということですよね。</p>
〇〇委員	<p>それがどこにあるのか、どういったものなのかを把握して、壊さないようにということですよね。</p>
事務局長	<p>もう一度整理をすると、土地の所有者の〇〇さんが、その土地にその暗渠を周りの人達の為に許容してこられたということですよね。そして、〇〇さんは、その状態を保ったまま〇〇に貸そうとしていると解釈をすればいいわけでしょう。</p>
〇〇委員	<p>暗渠というのは、排水として抜けてくる暗渠のことですか。まともに田んぼの中に暗渠が入っているということですよね。全部つぶしたら直してもらわないといけませんよね。どの暗渠のことですか。</p>
〇〇委員	<p>暗渠のメインのパイプは市道にあります。田んぼの排水の所だけ</p>

	は田んぼにあります。その上に建つと、入り口がつぶされそうな感じになります。
事務局長	私どもの認識では、その田んぼの管理をするための暗渠排水という認識ではなくて、上流の田んぼの水を排水する管が田んぼの下に入っているのだと思います。〇〇さんと〇〇との間で協議されたことなので、この場でそれを守る、守らないということを求めてはおりません。上流の田んぼの排水を下流に流すための排水パイプだと思いますが、それが〇〇さんの田んぼの下に埋設されているということですよね。
〇〇委員	田んぼの排水をするときの入口が田んぼの所にあります。
事務局長	申し訳ございません。もう一度、この暗渠がどのようにあるのか説明をしていただいてよろしいですか。
〇〇委員	位置図の 23 ページの、〇〇さんの角の進入禁止の所にあります。国道 471 号線側に向かって落ちています。それが田んぼの排水口です。市道に沿って行って〇〇の横の用水に落ちています。この市道の下に排水用の暗渠があります。〇〇の方の用水にこの暗渠の排水が落ちています。田んぼの中ではなく、位置図の赤い線と青い線に沿ってあります。
〇〇委員	24 ページだと、今言われた所に用悪水路がありますよね。これが途中でなくなっているのですが、これはどこに抜けていっているのですか。
会長	おそらく〇〇の後ろの方に用排水があるでしょう。そこに落ちていっているのではないかと思います。
次長	今、ご心配されているのは、道路沿いに暗渠があり、それがこの開発によって埋められたり、破損があるかもしれないということと、水の入口が開発の敷地に入っているのも、それが破損してしまうかもしれないということですね。
事務局長	少し説明させていただきます。28 ページをご覧ください。まず、

	<p>現在、こういう流れで用水があり、ここには開渠の用水があります。一旦、26 ページを見ていただくと、国道 359 号線側にも用水があります。こちらの用水はこのまま活かされます。この開発者は、こちら側にはもう水が落とせないの、ここに新たに水路を造られるそうです。そして、この水路はこちらへ行きます。それぞれ許された量があるので、28 ページの水色の所に貯留できるようにして、負荷がかからないように全体の排水の調整をされます。普通ならこれで終わりですが、〇〇委員さんが言われたように、〇〇の方から来て、国道 359 号線を渡って、〇〇側に暗渠のパイプが埋まっています、落とし口がこの田んぼに埋まっているということです。暗渠から何でも落ちていって既設の排水路や地面の中のパイプに土砂が入ってはいけません。それは、この土地を貸される〇〇さんがしっかりと確認をされて、また田んぼが復元された時のことを考えて残しておかないといけません。そこはしっかりと確保した上で、これが壊れたら上流側の方が困るので、壊さないようにして下さいと言われたのだと思います。それは業者の方に考慮していただいて、もし壊れたら復旧をしていただかないといけません。今の段階では、既存の用水に新しい用水も造り、貯留する施設もつけて下流の用水に負荷がかからないような施設にされるということです。</p>
〇〇委員	上流の方の同意書はもらわないのですか。
事務局	そういう方達の同意書は今までもいただいておりません。また、近隣の反対している方から同意をもらうといったことまで求めていません。
〇〇委員	私の質問は、今回のように暗渠とかになっていた場合に、用排水を共有している人達の同意は取るのかということです。
〇〇委員	今回の件で反対をしている人は誰もいません。ただ、気を付けて工事してほしいということです。
〇〇委員	同意書をもらう必要がないということですね。
会長	よろしいでしょうか。それでは、以上で無いようですので「異議な

	し」として議案第34号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第34号については「承認」といたします。続いて、議案第35号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第35号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書4ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の新規の利用権設定は6件で、面積が30,862㎡となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」の新規の利用権設定は3件で、面積は8,227㎡となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は、5ページと6ページに記載のとおりです。また、配分先は別紙にて記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第35号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回はありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p>

	3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日もありがとうございました。暖かい日が続いているかと思えば、急に寒くなったりと、寒暖差の激しい日が続いておりますが、皆さん健康に留意されまして、また来月の総会でお会いしたいと思います。どうもご苦労様でした。
	— 3月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年3月4日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 17番 木村 鉄 雄

18番 沼田 吉 雄